



平成 22 年 9 月 3 日

各 位

S E ホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速 水 浩 二
(J A S D A Q ・ コード 9 4 7 8)
問 い 合 わ せ 先
執行役員経営企画部部長 松 村 真 一
T E L 0 3 - 5 3 6 2 - 3 7 0 0

第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）の発行 及びコミットメント条項付第三者割当契約に関するお知らせ

当社は平成 22 年 9 月 3 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約（以下「本契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1)	発行期日	平成 22 年 9 月 21 日
(2)	発行新株予約権数	20,000 個
(3)	発行価額	新株予約権 1 個当たり 102 円（総額 2,040,000 円）
(4)	当該発行による潜在株式数	潜在株式数：20,000 株 新株予約権の行使価額は当社普通株式の時価との関係で上方又は下方に修正されますが、上限行使価額（40,660 円）を上回ること及び下限行使価額（10,165 円）を下回ることはありません。上方修正又は下方修正にかかわらず、潜在株式数は 20,000 株です。
(5)	資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	402,640,000 円（差引手取概算額） 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び当初行使価額に基づき計算した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した金額から本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行使価額及び行使価額の修正	当初行使価額 20,330 円

	条件	行使価額は、本新株予約権の各行使の効力発生日の直前取引日の株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が上限行使価額を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8)	割当先	みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）
(9)	その他	当社は、みずほ証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本契約を締結する予定です。本契約において、本新株予約権を第三者に譲渡することができない旨が定められています。

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 今回の募集の背景について

昨今の我が国経済は、中国をはじめとする新興国の景気回復を原動力に輸出企業中心に緩やかな業績回復が続いている一方、依然として続くデフレ傾向や欧州の財政不安に端を発した株安・円高傾向等もあり、不安定な状況が続いております。

このようなマクロ経済環境下、当社グループの主力既存事業である出版事業、ソフトウェア・ネットワーク事業及びインターネットカフェ事業の現況は、以下のとおりであります。出版事業においては、近年、少子化・活字離れなどで紙媒体の出版物の需要は減少傾向が続いており、今後は電子出版物が新たな需要を喚起することが期待されているものの、足元では出版社各社は縮小均衡の動きを余儀なくされております。ソフトウェア・ネットワーク事業においては、モバイル関連事業など成長性を維持している事業を抱えておりますが、同事業売上高全体の49%（前期実績）を占める不採算子会社であった株式会社SEメディアパートナーズが本年4月12日から5月13日までの期間に当社グループからの独立を目的として実施した自己株式の公開買付けに、当社は当社保有同社株全株を応募・処分したため、今期は大幅な減収増益が見込まれており、新たな売上の確保による再成長が課題となっております。インターネットカフェ事業は、市場の成熟化・飽和化が昨今著しく、リーマン・ショック以降の個人消費の低迷と重なり、従来程度の事業成長力が期待出来ない状況にあります。

一方、当社グループが主に対象としてきたIT市場においては、電子書籍端末やスマートフォン等の次世代高機能携帯端末などの普及、クラウドコンピューティングの始動など新たな動きが本年度になって更に高まってきております。

以上のような状況下で、当社グループは、前期から既存事業の競争力向上、不採算事業子会社の

整理を進める一方、今期より、中期的な成長を目指すための新しい収益基盤、成長シーズの確立に向けて、3つの有望な新市場分野「クラウド」・「中国」・「グリーンテクノロジー」へ積極的な取組みを開始いたしました。

第一の「クラウド」ソリューション市場分野は、CPU 負荷の平準化による飛躍的に効率のよい IT 環境の実現や、一般企業のサーバレス化の実現による IT 負荷からの開放という企業共通の課題に応えることが出来る IT 市場最大の成長素材のひとつと考えられます。当社グループでは、複数の子会社が Google Apps Premier Edition 正規販売代理店に認定され活動を行っている他、Google Apps™ 向けの e-ラーニング教材を提供しております。今後共、Google Apps™ をはじめとする様々なクラウドサービスの販売や関連ソリューションの提供、また、iPhone、iPad、Android などの新しいプラットフォーム技術での事業形成も併せて図って行く予定です。

第二の「中国」市場分野は、言うまでも無く、現在の世界経済を牽引する市場です。当社が7年以上にわたり支援してきた 800Teleservices 社は中国における業務アウトソースの大手事業者へ成長しており、アジア最大の EC 事業者 TaoBao のパートナー企業でもあります。当社グループでは、子会社の SE モバイル・アンド・オンライン(株)及び(株)システム・テクノロジー・アイが主体となって、800Teleservices 社と連携して、成長力の高い中国市場において日本企業の EC をはじめとする中国進出の支援や中国で展開可能な IT ソリューションなどの共同事業展開を行ってまいります。

第三の「グリーンテクノロジー」（環境関連技術）市場分野は、今後世界経済において重要な意味を持つ市場です。日本には多くの優秀な要素技術が既にあると思われませんが、それらが十分に活用・事業化されていないのが現状です。われわれが長年行ってきた、IT 市場における IT 技術情報の流通や事業者支援のノウハウは、そのままグリーンテクノロジー（環境関連技術）市場においても活用できると考えており、本年2月に子会社の(株)翔泳社において、環境技術コミュニケーション事業「グリーンイニシアティブジャパン (Green Initiative Japan)」を立ち上げております。今後は環境技術の発展にも取り組んで行きたいと考えております。

なお、以上の新規事業の具体的な内容につきましては、現段階では企画段階のものもあるため、事業の本格的実施開始時点等適切な時期において、個別具体的に別途開示させて頂く予定であります。

(2) 今回の募集の目的及び理由

本新株予約権の第三者割当及びその行使による資金調達につきましては、上記の3つの有望な市場分野における当社グループ新規事業（クラウド関連事業、中国関連事業及びグリーンテクノロジー（環境技術）関連事業）を推進するための事業資金（主に、新規事業基盤確立のための関連サービス開発・運営資金、マーケティング関連資金及びシステム開発資金であります。）を確保し、中期的な新規収益基盤の確立、企業価値向上を主目的としておりますが、本新株予約権の行使価額の修正により本新株予約権がすべて行使された場合の調達資金額には幅（205 百万円～815 百万円）がありますので、新規事業資金に充当した後の残額が発生した場合においては、有利子負債返済に充当することで財務基盤強化を実現してまいります。なお、当社グループは、平成 22 年 3 月末現在、現預金 3,372 百万円を有しており、財政状態が逼迫化している状況にはありません。また、本新株予約権の第三者割当及びその行使による資金調達額が、有利子負債返済に充当する残額が発生

しない程下回り、その結果、有利子負債返済に充当できない事態となった場合においても、当社グループの財政状態上、特段問題はありません。

上記の目的のためにさまざまな資金調達方法を検討してまいりましたが、今回の資金調達方法を選択いたしました理由につきましては、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおりであります。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がみずほ証券に対し、行使可能期間を1年11ヶ月とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額の修正条項の内容は、別添の新株予約権発行要項第12項に記載されております。）を第三者割当の方法によって割当て、みずほ証券による新株予約権の行使に伴って当社に行使価額が払い込まれ、当社は行使の目的となる株式に当社保有自己株式を充当する予定ですので、純資産の部の自己株式減少を通じて当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社がみずほ証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する本契約には、下記の内容のコミットメント条項を含みます。

【コミットメント条項の内容】

- 1) 当社はみずほ証券に対して、平成22年9月22日から平成24年8月21日の期間（以下「コミットメント期間」といいます。）において、行使すべき本新株予約権の数（以下「行使数量」といいます。）を指定した上で、本新株予約権を行使すべき旨を指示（以下「行使指示」といいます。）することができます。
- 2) 行使数量は当社が行使指示を発した日（以下「行使指示日」といいます。）の前日まで（当日を含みます。）の20取引日又は60取引日における、株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）が発表する当社の普通株式の1日当たり売買高の中央値のいずれか少ない方に3を乗じた数を割当株式数で除した数（小数第1位を切り捨て）を上限とします。
- 3) みずほ証券は行使指示を受領した場合、行使指示日翌営業日の営業時間終了時（以下「行使指示受付期限」といいます。）までに、当社に対して行使指示の受付可否を通知（以下「受付通知」といいます。）します。
- 4) みずほ証券は、受付通知を発した場合、又は行使指示受付期限までに下記5)に従い行使指示を受け付けない旨の通知を発しない場合、指定された数の本新株予約権を行使指示日から（当日を除きます。）30取引日を経過する日（以下「行使期日」といいます。）まで（当日を含みます。）に行使する義務を負います。
- 5) みずほ証券は、（イ）政府、所管官庁、規制当局（日本国外における同様の規制等当局を含みます。）、裁判所又は金融商品取引業協会、金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、（ロ）みずほ証券が法令、諸規則又はみずほ証券が金融商品取引法及びその関係政省令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合、（ハ）行使指示が本契約の定め反する場合、又は（ニ）株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の取引が不能となっている

場合には、行使指示受付期限までに、その旨を当社に通知することにより、行使指示を受けないことができます。この場合、当社に対してその理由を通知しなければなりません。

- 6) 当社は、前回の行使指示に関する行使期日、又は、前回指示に基づく本新株予約権の全ての行使が完了した日のうちいずれか早い日まで（当日を含みます。）は、次の行使指示を発することができません。
- 7) 当社は、（イ）ある行使指示を行おうとする日の当社の普通株式終値が 13,215 円を下回る場合、又は、（ロ）当社が当社にかかる公表されていない重要事実を関知している場合には行使指示を行うことができません。
- 8) みずほ証券が行使義務を負った後に、5) に定める事由が発生した場合、みずほ証券は当社に対してその旨を通知することにより、全ての事由が解消される日まで、その取引日数だけ行使期日を延長することができます。
- 9) みずほ証券は行使指示がある場合を除き、コミットメント期間中は本新株予約権を行使することができません。

（2）資金調達方法の選択理由

今回の資金調達は、上記「2. 募集の目的及び理由（2）今回の募集の目的及び理由」で記載のとおり、当社グループ新規事業を推進するための事業資金の確保による中期的な新規収益基盤の確立、企業価値向上及び残額を有利子負債返済に充てることによる財務基盤強化を目的としております。上記「2. 募集の目的及び理由（1）今回の募集の背景について」で記載のとおり、新事業を展開していく市場分野（クラウドソリューション市場、中国市場、及びグリーンテクノロジー（環境関連技術）市場）はいずれも今後拡大が見込まれている分野ではありますが、その拡大基調はそれぞれの市場環境や景気動向に依存していることから、現時点ですぐに3つの新規事業分野で同時に運転資金が必要になっている状況ではなく、各市場分野の事業環境動向を観測しつつ、それぞれの新規事業推進に必要な資金を機動的に調達出来る方法が最適と考え、本年5月以降、多様な資金調達方法の比較検討を進めてまいりました。

上記調達方法の検討にあたっては、新規事業という相応のリスクを伴う事業の性格を勘案し、当初、内部留保又はエクイティ・ファイナンス活用の両面で検討を進めました。その中で、内部留保の活用は、当社の今後の中期的財政状況を勘案すると、主力既存事業である出版事業において回収サイトが業界慣行上比較的長いことなどによる相応の運転資金の確保、及び既存有利子負債の借換時の条件変更などによる返済原資の確保が必要なことから、エクイティ・ファイナンスの活用を優先して検討するという結論に至りました。それ以降、当社上場時の主幹事証券会社、副幹事証券会社及び親密証券会社から、当社の経営戦略に適したエクイティ・ファイナンス手法の提案を募り、比較検討してきた経緯にあります。

そのような状況の中、みずほ証券より第三者割当による新株予約権の発行及びコミットメント条項付の第三者割当契約のご提案を頂き、本新株予約権の発行による資金調達を行うことといたしました。

本資金調達方法は、当社が本新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすること

ができるという特徴を持っております。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、株価動向等を勘案して一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができます。また、本資金調達方法は以下の特徴を有しており、現時点における最良の選択であると判断しております。

【本資金調達方法の特徴】

- 1) 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能です。
- 2) みずほ証券は当社による行使指示がない場合には、コミットメント期間中は本新株予約権の行使が行えないため、運転資金が必要になった時点で、本新株予約権の行使による払込以外の資金調達を選択する自由度が確保されており、事業環境の認識と資金調達方法の組合せの妥当性を随時見直すことが可能となっております。
- 3) みずほ証券から受付通知を受領した場合、当社はその旨を適時開示いたします。この適時開示によって、当社の運転資金使用計画が実行される段階であることを投資者の皆様にご認識頂くことが可能となります。また、みずほ証券による行使の進捗状況は株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）の規程に従って開示いたします。
- 4) 当社は本新株予約権の行使に対して、自己株式を交付することを意図しておりますが、本新株予約権の目的である当社普通株式は行使価額の修正にかかわらず、20,000株で一定であり、当社の有する自己株式数（平成22年9月2日現在34,077株）の範囲内ですので、発行済株式総数の増加を伴わず既存株主に過度の負担を強いるものではありません。
(議決権総数に対する最大希薄化率は、13.1%)
- 5) 本新株予約権の行使価額は、株価下落時には下限行使価額まで下がり、株価が下限行使価額の130%を下回る場合、行使指示が不可能となるため資金調達に困難が生じるというデメリットがありますが、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できます。
- 6) 当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たり122円の価額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができますので、運転資金調達に際して別の資金調達方法を選択した場合、運転資金調達の必要性が薄れた場合、コミットメント期間終了後の本新株予約権行使を避けたい場合等には、本資金調度をキャンセルすることが可能となっております。

【他の資金調達方法との比較】

- 1) 資金使途は主に中期的な再成長を目指した新規事業取組みのための運転資金であり、相応のリスクを伴う事業ですので、社債や借入などの負債性の資金による調達よりも、リスク許容度の高い投資者への資金拠出を依頼することが適切であると考えております。
- 2) 公募増資による新株の発行・自己株式の売出しは、資金調達が一時に可能となります

が、株価動向によって資金調達額が影響を受けやすく、また運転資金が必要となる時期よりも相当程度前に資金調達を行った場合には、資金を滞留させておく期間が長くなり、資金効率の低下を招きますので、現在の当社の事業環境に必ずしも適合いたしません。

- 3) 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- 4) 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となる面を持ちますので、適切な資金調達方法ではないものと考えております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・新株予約権に係る調達資金	406,600,000 円
新株予約権の払込金額の総額	2,040,000 円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	408,640,000 円
・発行諸費用（注）1	6,000,000 円
・差引手取概算額（注）2	402,640,000 円

(注) 1 上記発行諸費用の内訳は、価値算定機関及び弁護士費用 500 万円、その他事務費用（有価証券届出書作成費用、振替制度利用費用、登記費用等）100 万円であります。

2 上記差引手取概算額は、本新株予約権が全て行使され、その行使価額の平均が当初行使価額である 20,330 円とした場合において、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額を表しております。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

(単位:百万円)

具体的な使途		金額	投融资予定先子会社別内訳	支出予定時期
子会社宛投融资 (注) 1				平成 22 年 9 月 ～ 平成 24 年 9 月
クラウド関連事業	関連サービス開発・運営資金	50	(株)翔泳社 40、(株)SE デザイン 30、	
	マーケティング関連資金	50	SE モバイル・アンド・オンライン(株) 30、(株)システム・テクノロジー・アイ 50	
	システム開発資金	50		
	小計	150		

中国関連事業	現地体制構築資金	50	SE モバイル・アンド・オンライン(株) 170、(株)システム・テクノロジー・アイ 40
	マーケティング関連資金	60	
	関連サービス・ビジネス開発・運営資金	60	
	システム開発資金	40	
	小 計	210	
グリーンテクノロジー（環境技術）関連事業	関連サービス開発・運営資金	14	(株)翔泳社 42
	マーケティング関連資金	14	
	システム開発資金	14	
	小 計	42	
合 計		402	

- (注) 1 当社は純粋持株会社であり新規事業は各々の事業子会社が行いますので、資金使途名は「子会社投融資」になります。従って、下記新規事業の説明は、当社事業子会社で行う事業の説明であります。
- ①「クラウド関連事業」は、クラウドソリューション市場における、当社グループが手掛ける様々なクラウドサービスの販売や関連ソリューション提供などの新規事業であります。
 - ②「中国関連事業」は、中国市場における、当社出資先 800Teleservice 社（中国コールセンター・業務アウトソース大手事業者）と共同での、日本企業に対する EC 等中国進出支援や IT ソリューション提供などの新規事業であります。
 - ③「グリーンテクノロジー（環境技術）関連事業」は、IT 市場分野で当社グループが長年培ってきたコミュニケーション事業のノウハウをグリーンテクノロジー（環境技術）市場で応用していこうとするコミュニケーション新規事業であります。
- 2 上記金額は、本新株予約権の全部について当社が行行使指示をして割当先が当該指示に基づき権利行使した場合において、行使価額が当初行使価額である 20,330 円（平均値）の場合の予定金額であります。同様の場合において、行使価額が上限行使価額である 40,660 円の場合の差引手取概算額は 809 百万円、行使価額が下限行使価額である 10,165 円の場合の差引手取概算額は 199 百万円になります。
 - 3 差引手取概算額が上記合計額 402 百万円を下回った場合、資金使途の優先順位は高い順に下記のとおりであります。
 - ①クラウド関連事業及び中国関連事業（左記事業間では、調達資金を比例配分いたします。）
 - ②グリーンテクノロジー（環境技術）関連事業
 - 4 実際の調達金額や支出の時期は、新規事業の進捗状況など資金需要を踏まえ、株価動向や手元資金状況を考慮して当社が機動的に行行使指示を行い決定いたしますので、本新株予約権の一部（または全部）の行使指示をしない場合があります。従って、実際の調達金額が、上記（注）2 記載の差引手取概算額 199 百万円をも下回る場合があります。また、調達した資金については、支出までの期間、当社の取引先銀行の預金口座等で保管する予定であります。なお、当社が新株予約権の行使を指示した際に行う開示においては、使途を記載いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の調達資金は、中期的な新収益基盤の確立のための新規事業推進のための運転資金及び残額での有利子負債軽減のための資金であり、当社の企業価値向上に寄与するものであると考えており、資金使途は合理的なものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及びコミットメント条項付第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を当社と利害関係を有しない第三者算定機関である株式会社

プルータス・コンサルティングに依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得しております。当該機関は、コールオプション条項、コミットメント条項、当社株式の株価変動性（ボラティリティ）、売買出来高、発行後の割当予定先の保有方針等を勘案した上で、株式オプション価格算定において一般的に使用されている手法であるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。なお、本新株予約権公正価値算出における要素のひとつである行使指示の数量及びタイミングについては、現時点において合理的に予測することができないことから価格算定の計算には織り込まれておりませんが、当社ではコミットメント条項付第三者割当契約及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由」に記載の本資金調達法の特徴に鑑みますと、行使指示の数量及びタイミングについて価格算定の計算には織り込まれていないことは妥当であると判断しております。

当社は、株式会社プルータス・コンサルティングによる算定評価（本新株予約権1個の払込金額は102円）を参考に、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権1個の払込金額を102円としました。

上記算定根拠による発行条件についての考え方及びそのプロセスについては、法律顧問である鳥飼総合法律事務所から、本新株予約権の発行につき発行の必要性及び相当性が認められ、その払込金額においても会社法第238条第3項第2号の「特に有利な金額」による発行には該当しない旨（注）の法律意見書を入手しており、当社は同意見書内容を参考に、また、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案の上、払込金額が割当先に対し特に有利ではないと判断し、本新株予約権の発行条件が合理的であると判断しました。また、当社監査役3名全員も、本新株予約権の発行要項及び第三者割当契約の条件並びに上記評価報告書及び上記法律意見書の内容を総合的に判断して、払込金額が割当先に特に有利でないとの意見を述べております。

（注）有利発行には該当しない旨結論付けた法律意見書の根拠記載内容骨子は、以下のとおりであります。

(i) 株式会社プルータス・コンサルティングは、本新株予約権1個あたりの払込金額の算定にあたり、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある各前提条件（株式価格、行使価額、権利行使期間、金利、株価変動率等）をその基礎としていること、及び当該各前提条件を反映した新株予約権の評価額の算定手法として一般に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いていることから、同社評価額は合理的な公正価格と思われること。

(ii) 当社は、同社評価額と同額を本新株予約権1個の払込金額としていること。

（2）行使価額及び行使価額の修正条件が合理的であると判断した根拠

当初行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成22年9月2日）の株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の普通取引の終値と同額である20,330円としました。また、行使価額は、本新株予約権の各行使の効力発生日の直前取引日の株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されます（但し、かかる修正後の行使価額が上限行使価額を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします）。この行使価額が90%に相当する金額に修正される条件は、新たに公募増資等を実施した場合に想定される発行スプレッドを参考とし、割当先が行使指示を受けた場合、本新株予約権の行使をコミットメントすることによるリスクを考慮して、割当先と協議の上決定しました。以上の行使価額及び行使価額の修正条件が、上記6.（1）に記載の発行価格の算定にあたっての前提条件となっていることから、上記6.（1）に記載の発行条件に対する鳥飼総合法律事務所の法律意見を参考にし、また、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案の上、行使価額及び行使価額の修正条件は合理的であると判断しました。

(3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、当社の議決権総数 152,291 個（平成 22 年 3 月 31 日現在）に対して最大 13.1%の希薄化が生じます。今回調達する資金使途につきましては、中期的な新収益基盤の確立のための新規事業推進のための運転資金及び残額での有利子負債軽減のための資金であり、当社の企業価値向上に寄与するものであると考えており、中期的な再成長の実現が可能と考えております。そのため、今回の資金調達で予定される本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。また、当社は平成 22 年 9 月 3 日現在、34,077 株の自己株式を保有しており、行使に際しては、新株を発行することなく、自己株式を割当てする予定であります。

なお、1) 新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 20,000 株に対し、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たりの平均出来高は 5,129 株であり、十分な流動性を有していること、2) 本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であること、及び 3) 当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1)	名称	みずほ証券株式会社
(2)	所在地	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 横尾敬介
(4)	事業内容	金融商品取引業
(5)	資本金	1,251 億円
(6)	設立年月日	大正 6 年 7 月 16 日
(7)	発行済株式数	1,626,688,683 株
(8)	決算期	3 月 31 日
(9)	従業員数	7,946 名（連結）
(10)	主要取引先	投資家並びに発行体
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほコーポレート銀行
(12)	大株主及び持株比率	株式会社みずほコーポレート銀行 57.88%
(13)	当事会社間の関係	
資本関係		当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係		当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係		当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

	間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(注)1. (単位:百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
連結純資産	281,064	249,921	598,988
連結総資産	4,217,842	2,713,634	20,951,031
1株当たり連結純資産(円)	354.88	315.13	361.84
連結営業収益	146,514	107,080	312,161
連結営業利益又は営業損失(△)	12,223	△15,861	30,887
連結経常利益または経常損失(△)	14,633	△14,219	33,073
連結当期純利益または当期純損失(△)	9,404	△13,468	127,064
1株当たり連結当期純利益または当期純損失(△)(円)	12.16	△17.42	83.37
1株当たり配当金(円)	10.00	3.00	5.00

(注)1. 新光証券株式会社とみずほ証券株式会社は、平成21年5月7日、新光証券を存続会社とする吸収合併を行い、同日付で「みずほ証券株式会社」に商号変更しております。平成20年3月期及び平成21年3月期の経営成績及び財政状態は、当該合併の効力発生前の旧新光証券株式会社の経営成績及び財政状態であります。

2. 当社は、割当先であるみずほ証券が反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

(2) 割当先を選定した理由

当社グループが主に対象としてきたIT市場においては、電子書籍端末やスマートフォン等の次世代高機能携帯端末などの普及、クラウドコンピューティングの始動など新たな動きが高まってきております一方、当社グループの主要事業である出版業界の縮小やインターネットカフェ業界の成熟化など、当社グループの既存事業をとりまく環境は以前に比べ厳しさを増してきております。当社グループもこれらの事業環境の変化に対応すべく、平成22年3月期から既存事業の収益力向上や不採算事業子会社の整理を進める一方、本年4月から中期的な成長を目指すための新しい収益基盤、成長シーズの確立に向けて、3つの有望な新市場分野「クラウド」・「中国」・「グリーンテクノロジー」へ積極的な取組みを本格化いたしました。それと並行して、上記の3つの有望な市場分野における当社グループ新規事業(クラウド関連事業、中国関連事業及びグリーンテクノロジー(環境技術)関連事業)を推進するための事業資金を確保する必要があるため、本年5月以降、多様な資金調達方法の比較検討を進めてまいりました。

上記調達方法の検討にあたっては、新規事業という相応のリスクを伴う事業の性格を勘案し、当初、内部留保又はエクイティ・ファイナンス活用の両面で検討を進めました。その中で、内部留保

の活用は、当社の今後の中期的財政状況を勘案すると、主力既存事業である出版事業において回収サイトが業界慣行上比較的長いことなどによる相応の運転資金の確保、及び既存有利子負債の借換時の条件変更などによる弁済原資の確保が必要なことから、エクイティ・ファイナンスの活用を優先して検討するという結論に至りました。それ以降、当社上場時の主幹事証券会社、副幹事証券会社及び親密証券会社から、当社の経営戦略に適したエクイティ・ファイナンス手法の提案を募り、比較検討してきた経緯にあります。

そのような状況のなか、みずほ証券よりご提案頂いた本新株予約権のスキームは、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり、当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、機動的な資金調達が可能である点等を勘案し、当社の経営戦略に最も合致した資金調達方法であると判断しました。

また、同社は、国内の大手証券会社の一つであり、当社上場時の副幹事証券会社として当社の経営及び事業内容に対する理解が深く、同種のファイナンスにおける実績もあります。本新株予約権の行使により交付される当社株式の株式市場等における売却能力等も総合的に判断した上で、同社を割当先として選定することといたしました。

なお、本割当は、日本証券業協会会員であるみずほ証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

(3) 割当先の保有方針及び転換（行使）制限措置

当社は、割当先より、割当先はコミットメント条項に従い、コミットメント期間においては当社の指定する本新株予約権の行使数量を行使期日までの間に市場動向等を勘案しつつ適時行使して交付される当社普通株式を売却していく方針であることを確認しております。

当社とみずほ証券は、株式会社大阪証券取引所の定める J A S D A Q 等における企業行動規範に関する規則の特例第 4 条及び同取扱い第 3 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に MSCB 等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当該 10% を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当先が平成 22 年 6 月 23 日付で提出している有価証券報告書及び平成 22 年 8 月 13 日付で提出している第 1 四半期報告書における財務諸表で、払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。また、平成 22 年 9 月 3 日付の払込みに関する確約書等により、平成 22 年 8 月 31 日現在の割当先のエクイティグループにおける使用可能額を具体的に確認しております。これらにより、当社は、本新株予約権の発行及び行使に係る払込みが確実に行われるものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当先は本契約におけるコミットメント条項に従い、コミットメント期間においては当社の指定する本新株予約権の行使数量を行使期日までの間に市場動向を勘案しつつ適時行使して交付される当社

普通株式を売却していく方針です。当社の行使指示の後に割当先が本新株予約権の行使に先立って借り受けた株式を売却した場合には、本新株予約権の行使によって取得した株式を、借株の返却に充当することがあります。当社株式の分布状況から、割当先が株券貸借市場を通じて当社株式の借株を受けることが困難であるため、当社の役員である当社取締役副社長佐々木幹夫及び取締役副社長篠崎晃一は、割当先と株券貸借に関する契約を締結し、保有する当社株式の一部について貸株を行う予定です。なお、株券貸借契約は各々2,500株（合計5,000株）を上限とする極度貸付方式によるものですが、株券の貸付は割当先が行使義務を負った後に実行され（最長貸借期間は30取引日です。）、ある行使指示による貸株の数量は当社の指定する本新株予約権の行使数量と同量かそれ以下の数量で決定されます。また、割当先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社株式の売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社株式の貸借は行いません（上記株券貸借契約締結にあたりその旨を記載した書面を割当先から受領する予定です。）。

当社は、当社役員による上記貸株が、コミットメント期間（1年11ヶ月）において、本新株予約権の権利行使により割当先が取得することとなる当社株式の売付けを円滑に行うために必要であり、その数量が当社の行使指示数量の範囲内に限定され、かつ割当先は市場における当社株式の売買において日本証券業協会が定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従う必要があることから、本件株券貸借によって当社株価の攪乱要因とはならない見込みであることを勘案し、上記株券貸借契約締結は合理的であると判断いたしました。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成22年9月2日現在）	
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社	18.28%
速水浩二	10.16%
井上智治	7.21%
株式会社りそな銀行	3.97%
佐々木幹夫	2.87%
篠崎晃一	2.76%
和田英之	1.37%
石幸成和	1.27%
凸版印刷株式会社	1.07%
株式会社三井住友銀行	0.80%

(注) 1 大株主及び持株比率は、平成22年3月31日現在の株主名簿及び平成22年9月2日までに当社が確認した大量保有報告書などに基づき記載しております。

2 今回の新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式を反映した「募集後の大株主及び持株比率」は表示しておりません。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行により、当社が平成22年5月17日付で公表しております平成23年3月期

の連結業績予想に変更はありません。なお、今回の資金調達は、「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続き

本件第三者割当は、1) 希薄化率が25%未満であること、2) 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社大阪証券取引所の定めるJASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例第2条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
売上高	8,680	10,287	10,186
営業利益	406	293	125
経常利益	207	196	24
当期純利益又は当期純損失（△）	78	19	△61
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	489.20	125.26	△406.02
1株当たり配当金（円）	300	300	300
1株当たり純資産（円）	25,521.05	25,777.38	25,093.55

(2) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	186,368株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	22,570株	12.1%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	22,570株	12.1%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	22,570株	12.1%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始値	25,100円	10,260円	8,450円
高値	25,300円	16,510円	15,330円
安値	9,800円	6,300円	7,980円
終値	9,960円	8,150円	10,700円

② 最近6ヶ月の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	9,900円	10,800円	40,100円	30,550円	24,900円	24,000円
高値	11,200円	64,300円	43,000円	42,500円	31,200円	26,750円
安値	9,500円	10,210円	22,490円	24,800円	21,300円	16,300円
終値	10,700円	40,200円	30,050円	26,400円	23,900円	19,590円

③ 発行決議日前日における株価

	平成22年9月2日現在
始値	22,000円
高値	23,200円
安値	20,020円
終値	20,330円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以上

(別紙) SE ホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社
第2回新株予約権発行要項

(別紙)

SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社
第2回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社第2回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の総数
20,000 個
3. 本新株予約権の払込金額の総額
金 2,040,000 円
4. 本新株予約権の申込期日
平成 22 年 9 月 21 日
5. 本新株予約権の割当日及び払込期日
平成 22 年 9 月 21 日
6. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、すべてみずほ証券株式会社に割り当てる。
7. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 20,000 株とする。
(本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「割当株式数」という。)は 1 株とする。)
ただし、第 8 項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
8. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
 - (1) 当社が第 13 項の規定に従って行使価額(第 11 項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 13 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 - (2) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 13 項第(2)号及び第(4)号に

よる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (3) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知し又は公告する。ただし、第13項第(2)号④に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用日以降すみやかにこれを行う。

9. 各本新株予約権の払込金額

金 102 円（本新株予約権の目的である株式 1 株あたり 102 円）

10. 新株予約権証券

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

11. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額（ただし、第 12 項又は第 13 項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 20,330 円とする。

12. 行使価額の修正

平成 22 年 9 月 22 日以降、行使価額は、第 18 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社大阪証券取引所（JASDAQ 市場）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（1 円未満端数切り上げ）に、当該修正日以降修正されるが、かかる修正後の行使価額が 40,660 円（以下「上限行使価額」という。）を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、かかる修正後の行使価額が 10,165 円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。ただし、上限行使価額及び下限行使価額は、第 13 項による調整を受ける。

各本新株予約権の行使にあたって本項の規定により行使価額の修正が行われる場合には、当社は、本新株予約権者と修正後の行使価額を確認の上、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を修正日に通知する。

13. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみ

なして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、1 円未満の端数を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社大阪証券取引所（JASDAQ 市場）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り上げる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響

を考慮する必要がある場合。

- (5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第12項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、上限行使価額及び下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知し又は公告する。ただし、適用日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知又は公告は上限行使価額及び下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権を行使することができる期間

平成22年9月22日から平成24年9月21日（第16項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、取得される本新株予約権については、当社取締役会が定めて本新株予約権者に通知する取得日の前銀行営業日）までの期間（以下「行使期間」という。）とする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個あたり金122円の価額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。残存する本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会で承認されたときは、会社法第273条第2項の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個あたり金102円の価額で、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の

結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

18. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第 14 項に定める行使期間中に第 21 項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第 21 項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。この日を効力発生日という。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定のコミットメント条項付第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な株式オプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として第三者算定機関が算定した結果を参考に、新株予約権 1 個の払込金額を金 102 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 11 項記載のとおりとし、行使価額は当初、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成 22 年 9 月 2 日）の株式会社大阪証券取引所（JASDAQ 市場）における当社普通株式の普通取引の終値と同額である 20,330 円とした。

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 行使請求受付場所

中央三井信託銀行株式会社 証券代行部

22. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

中央三井信託銀行株式会社 渋谷支店

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

24. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

25. その他

- (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。